



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 7 月 11 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「上海における社会保険の統一について」その1

「社会保険法」の実施に伴い、上海市政府は、「外来就業者が上海市都市基本養老保険に加入することに関する問題の通知」(滬府発[2011]26号)など一連の通知を公布し、2011年7月1日より上海の外来就業者及び郊外企業の就業者の社会保険に対し、従来の「総合保険」、「小都市社会保険」を廃止し、統一的に上海市の「都市社会保険」に加入させることとしました。今後の具体的な外来就業者及び郊外就業者の社会保険納付については以下通りです。

- ・ 外来就業者－上海市戸籍を持たないもの
- ・ 郊外就業者－上海市戸籍を持つ上海の郊外企業に就業しているもの

■ 現行の上海市「都市社会保険」(今後は下記に一本化)

従来上海の外来就業者は「総合保険」、郊外企業の就業者は「小都市社会保険」に加入しておりますが、社会保険制度を完備させるために、今後統一的に上海市「都市社会保険」に加入させられることとなります。

【表1】現行の上海市「都市社会保険」の納付基数及び納付率

納付基数	個人の月給額 (前年度上海平均賃金の60%と300%を下限、上限額とする)					
		養老保険	医療保険	労災保険	失業保険	出産保険
納付率	企業負担	22%	12%	0.5%	1.7%	0.8%
	個人負担	8%	2%	0%	1%	0%

失業保険、出産保険の企業負担比率は7月1日より変更されました。

■ 郊外就業者について(「小都市社会保険」→「都市社会保険」)

企業の負担の大幅増を勘案し、「小都市社会保険」に加入していた郊外就業者の場合、3年間にわけて段階的に「都市社会保険」へ移行されます。具体的な移行期間の納付基数及び養老保険、医療保険の納付率は【表2】の通りで、その他保険の納付率は【表1】通りです。

【表2】郊外就業者の「都市社会保険」への移行について

		2011年度		2012年度		2013年度	
納付基数		前年度上海市平均賃金の60%					
納付率		養老保険	医療保険	養老保険	医療保険	養老保険	医療保険
	企業負担	17%	7%	19%	9%	22%	12%
	個人負担	5%	1%	8%	2%	8%	2%

■ 従来(小都市社会保険)との違い(2011年度の場合)

	都市社会保険	小都市社会保険
納付基数	上海市平均賃金×60%=2,338元	上海市平均賃金×60%=2,338元
納付率	企業:27% 個人:7%	企業:25%※ 個人:0%
納付額	企業:631元 個人:164元	企業:585元 個人:0元
負担増額	企業:46元 個人:164元	—

※内訳:養老保険 17% 医療保険 5% 労災保険 0.5% 失業保険 2% 出産保険 0.5%

出所:中国人力資源・社会保障部ホームページ

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載